

社会福祉法人創 身体拘束等適正化の指針

1. 社会福祉法人創における身体的拘束等の適正化に関する基本方針

障がいのある利用者の尊厳を尊重し、適切な施設運営を進めていくために、身体拘束等の適正化に向けた取組みや、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の報告方法等に関して本方針のとおり示すものです。

(1) 身体的拘束の原則禁止

利用者一人ひとりに様々な障がい特性があり、社会福祉法人創（以下「法人」という。）の職員全員がその障がい特性を理解し、身体拘束を安易に使用することなく支援を行います。

身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

(2) 事業所全体の資質の向上

法人の職員全員が事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技術の水準の向上を目指します。

(3) 身体的拘束に該当する具体的な行為

1. 車椅子やベッド等に縛り付ける
2. 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
3. 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
4. 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
5. 行動を落ち着かせるために、自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する
6. 送迎車内で、チャイルドシート等のシートベルトを装着する際、安全確保のためカラビナ等を使用する

2. 身体拘束適正化検討委員会の組織に関する事項

法人では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体拘束適正化委員会を設置します。

(1) 設置目的

- ・法人内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する全職員への指導

(2) 委員の構成

- ・統括所長
- ・事業所長
- ・必要に応じて、その他の職員を加えることができる。
- ・委員会の求めにより臨時委員として、第三者委員、利用者代表、利用者ご家族、法人役員が出席することができるものとします。

(3) 委員会の開催

- ・委員会は年1回以上開催します。

・また、緊急時等必要がある時は、適時委員会を開催します。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する事項

法人の職員全員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の為に必要な知識の普及・啓発することを目的に研修を実施します。

- (1) 研修は年1回以上の開催とし、必要に応じて外部の研修にも参加します。
- (2) 新規採用時には、必ず本研修を実施します。

4. 身体拘束等の報告方法等に関する事項

身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者・ご家族に速やかに説明し、報告を行います。

5. 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応に関する事項

(1) 3要件の確認

- ・切迫性（本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）
- ・非代替性（身体的拘束を行う以外に代替する方法がないこと）
- ・一時性（身体的拘束が一時的なものであること）

(2) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的に本人・ご家族等へ説明し、書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要となる理由
- ・拘束の方法（場所、行為等）
- ・拘束時間
- ・特記すべき心身の状況

(3) 身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合は、速やかに身体拘束を解除します。身体拘束の解除に当たっては、家族、後見人等に解除の理由等を説明し、承諾を得ます。

6. 当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、各事業所で使用する虐待防止マニュアルに綴り、職員全員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように各事業所への掲示や法人ホームページへ掲載します。

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

法人内における研修以外にも地域の他法人、事業所とも協調し、共同で研修会等を行うことにより互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、深まっていくよう努めます。

2022年4月1日制定

2023年2月21日改定